

# 仕 様 書

下関市保健部地域医療課

- 賃 貸 借 物 品      自動体外式除細動器 (AED)
- 年                    式      最新式 (ガイドライン2020に対応したもの。)
- 付                    属      品      1台につき、小学生から大人用電極パッド2組 (2枚1組)、キャリングケース、未就学児用電極パッド1組 (2枚1組)、AED設置表示ステッカー
  - ※ 電極パッドが成人・小児兼用の場合は、小児用パッドは不要。
  - ※ レスキュー時のデータをPCで管理するためのソフト1セット (納入実績がありソフトに変更がない場合は不要。)
- 数                    量      86台 (本体及び付属品)      ※配置先は別添表のとおり
- 性能・機能等
  - (1) 本体 (バッテリー・電極パッド・キャリングケース含む) の寸法は、400mm以下×400mm以下×300mm以下とし、重量は4kg以下であること。
  - (2) 操作手順等を日本語で音声案内すること。
  - (3) 電極パッドを貼ると、除細動が必要な心電図を自動で解析すること。
  - (4) 定期的に機器の正常稼働を担保する為、セルフテストを実施すること。
  - (5) 出力波形は、二相性 (バイフェージック) であること。
  - (6) 除細動エネルギー充電時間が10秒以内であること。
  - (7) バッテリーは新品時に連続50回以上の除細動が可能な容量であること。
  - (8) バッテリーは、劣化発生前の予防保守を目的として、自己診断により残容量30%未満となった時点、バッテリー装着からの使用期限が8割経過した時点または、異常を検知した時点のうち、いずれかの状態になった時点で交換すること。バッテリーの残量低下に伴う交換は、貸付人の責任において交換すること (賃貸借料に含む)。
  - (9) 消耗品 (バッテリー・電極パッド) の定期交換並びに消耗品使用時の補充を行うこと (費用は賃貸借料に含むこと)。
  - (10) 使用時のデータを本体内部に保存し、PCでも管理できること。
  - (11) 納品後、配置先の職員に対し取扱い説明を行うこと。取扱い説明は下関市保健部地域医療課が指定する場所 (2ヶ所を想定) で行い、費用は賃貸借料に含むこと。
  - (12) 機器の納品及び返還に係る費用は賃貸借料に含むこと。
  - (13) AEDの屋外設置を想定しているため、機器の賃貸借期間中は、貸付人を保険契約者とする動産総合保険等に参加し、盗難時の保証を付保すること。費用は賃貸借料に含むこと。
- 納                    期      令和8年4月27日 (月) まで

○ 納 品 場 所 下関市保健部地域医療課

○ 連 絡 先 下関市保健部地域医療課  
電話番号 (083) 231-1714  
担 当 岩城、中林